

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(1) 子育て・介護の環境整備

昨年末の「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」⁽¹⁾では、保育、介護の受け皿整備の促進を決定した。子育てや介護をしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、保育や介護の受け皿整備を一層加速する。さらに、本プランでは、求められる保育・介護サービスを提供するための人材の確保に向けて、安定財源を確保しつつ、保育士や介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなどの総合的対策を示す。高い使命感と希望を持って、保育士や介護職の道を選んだ人たちを応援する。また、保育士や介護職の方たちがキャリアアップできるよう、再編・統合等を通じた大規模化・連携の強化などの環境整備を図る。

(保育人材確保のための総合的な対策)

安倍内閣は、女性の活躍に政権を挙げて取り組んできている。平成25年(2013年)4月に待機児童解消加速化プランを打ち出し、この3年間で30万人分の保育の受け皿を整備し、多くの共働き世帯の子育てを支援してきた。

これに加えて、「希望出生率1.8」の実現に向けて、昨年末の緊急対策で、平成29年度末(2017年度末)までの保育の受け皿整備量を40万人分から50万人分に上積みした。平成28年度(2016年度)予算では、保育サービスは質・量ともにさらに拡大した。本年4月からは企業主導型の新たな保育事業が始まり、事業所内保育所の新設が図られる。また即効性の高い既存事業所内保育所の空き定員の活用を図る。これらにより、5万人の受入れを進める。小規模の保育所の整備や空き教室などの地域のインフラの活用による受け皿の拡大も促進する。

保育士の処遇⁽²⁾については、平成27年度(2015年度)において人事院勧告に従った2%に加え、消費税財源を活用した3%相当、平成27年度補正予算では1.9%相当の処遇改善を行った。さらに、新たに「経済財政運営と改革の基本方針2015」⁽³⁾等に記載されている更なる「質の向上」の一環としての2%相当の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度⁽⁴⁾ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。児童養護施設等においても、その業務に相応の処遇改善を行う。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後、全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、更なる処遇改善を行う。

⁽¹⁾平成27年11月26日一億総活躍国民会議決定

⁽²⁾子ども・子育て支援新制度の下での認定こども園及び幼稚園等の職員に係るものを含む。

⁽³⁾平成27年6月30日閣議決定

⁽⁴⁾賃金は平成27年6月分、賞与・期末手当等特別給与額は平成26年の1年間についての数値(平成27年賃金構造基本統計調査)。具体的には、全産業の女性労働者の賃金動向や、保育士の賃金動向(平成27年度及び28年度予算措置分の反映を含む。)を踏まえ、平成29年度(2017年度)予算編成過程で検討。

多様な保育士の確保・育成に向けて、保育士を目指す学生に返済を免除する月5万円の修学資金貸付制度を拡充し、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の20万円の再就職準備金貸付制度を創設した。また、保育所が保育補助者を雇用して保育士の負担を軽減する場合には、約295万円の返還免除付きの貸付を行う事業を創設した。このような施策については、更なる充実を図る。チーム保育を推進する保育所には手厚く運営費を交付して、保育士の負担軽減やキャリアに応じた賃金改善を後押しする。さらに、ICT等を活用した生産性向上による労働負担軽減、保育士の勤務環境の改善などに取り組む。

大都市圏を中心になお多くの待機者がおり、緊急的に対応すべき措置として、待機児童が集中している関連自治体などと連携して対応策を取りまとめたところであり、速やかに実行していく。

このように、保育の受け皿整備に加えて、保育士の処遇改善、多様な人材確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として9万人の保育人材の確保に総合的に取り組み、待機児童解消の実現を目指す。

(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体実施)

共働き家庭等のいわゆる小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、平成31年度末(2019年度末)までに放課後児童クラブ30万人の追加的な受け皿整備を進め、全小学校区に当たる約2万か所で放課後児童クラブと放課後子供教室を連携して事業実施し、その半分に当たる約1万か所で一体として事業実施する。さらに、放課後児童クラブについて、経験等に応じた職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的な受け皿整備を平成30年度末(2018年度末)に前倒して実現するための方策を検討する。なお、処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにする。

(2)すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備

すべての子供が夢に向かって頑張ることができる社会をつくらなければならない。未来を担う子供たちへの投資を拡大し、格差が固定化せず、誰にもチャンスがある一億総活躍社会を創っていく。

(ひとり親家庭や多子世帯等への支援)

平成28年度(2016年度)予算に盛り込まれている、幼児教育の無償化拡大によって所得の低い世帯では第二子は半額、第三子以降は無償とする。ひとり親家庭への支援については、児童扶養手当の機能を充実し、第二子は36年ぶり、第三子以降は22年ぶりに加算額を最大で倍増した。さらに、放課後児童クラブ等が終わった後の地方自治体による子供の居場所づくりを支援する。この際、子供の生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行う。児童養護施設や里親の下で育った子供の進学支援のため、毎月家賃相当額に加え生活費を貸し付け、就業継続等の条件により返還を免除する制度を本年度から創設したところ、今後も必要な対応を検討していく。また、いわゆる団塊ジュニア世代の人口構造上の重要性も踏まえつつ、多子世帯への支援を推進する。

児童虐待の問題に社会全体で対応し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう、児童相談所の専門性強化等による発生時の迅速・的確な対応に加え、予防から児童の自立支援(家庭養護の推進等)に至るまでの総合的な対策を進める。これを踏まえ、児童保護手続における裁判所の関与の在り方や、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

(課題を抱えた子供たちへの学びの機会の提供)

特別な配慮を必要とする児童生徒のための学校指導体制の確保、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など教育相談機能の強化に取り組む。

いじめや発達障害など様々な事情で不登校となっている子供が、自信を持って学んでいけるよう、フリースクール等の学校外で学ぶ子供への支援を行い、夜間中学の設置促進等を図る。

経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな子供を支援するため、大学生や元教員等の地域住民の協力及びICTの活用等による原則無料の学習支援を行う地域未来塾を、平成31年度(2019年度)までに全中学校区の約半分に当たる5000か所に拡充し、高校生への支援も実施する。

(奨学金制度の拡充)

現在の奨学金制度は、家庭の経済事情、本人の能力などに応じて様々な支援措置が講じられているが、依然として無利子奨学金を受けられない学生がいる、あるいは、社会に出た後の返還負担に不安を覚え奨学金を受けることを躊躇(ちゅうちょ)する学生がいることが指摘されている。このため、家庭の経済事情に関係なく、希望すれば誰もが大学や専修学校等に進学できるよう、安定財源を確保しつつ、以下のように奨学金制度の拡充を図る。

無利子奨学金については、残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供に係る成績基準を大幅に緩和することにより、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。

有利子奨学金については、固定金利方式・金利見直し方式ともに現在の低金利の恩恵がしっかりと行き渡るようにする。特に、金利見直し方式を選択した場合、現在の金利水準に照らせばほぼ無利子となるような仕組みを検討する。

給付型奨学金については、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。

奨学金の返還については、卒業後の年収が300万円以下の場合には10年間の返還猶予が適用され、更に、申込時の家計支持者の世帯年収が300万円以下で卒業後の本人の年収が300万円以下の場合には無期限返還猶予が適用される。こうした制度の周知徹底を図るとともに、社会に出た後の所得に応じて返還額を変化させる新たな所得連動返還型奨学金制度を平成29年度(2017年度)の進学者から速やかに導入することで、大幅な負担軽減を図る。

(3) 女性活躍

女性の活躍は、一億総活躍の中核である。ポテンシャルを秘めている女性が我が国には数多くおり、一人ひとりの女性が自らの希望に応じて活躍できる社会づくりを加速することが重要である。

子育て等で一度退職した正社員が復職する道が一層開かれるよう、企業への働きかけを行う。また、大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を図るとともに、マザーズハローワーク事業について、拠点数の拡充及びニーズを踏まえた機能強化を図る。さらに、本年4月から全面施行された女性活躍推進法に基づき、企業における女性活躍のための行動計画の策定・情報公表などを推進する。総合評価落札方式等による国の調達において、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを加点項目に設定する。

多様な正社員、テレワークの普及など女性が働きやすい環境整備、いわゆるセクハラ・マタハラの防止に向けた取組等を推進する。また、男性の家事・育児・介護等への主体的参画を促進する。ひとり親が就職に有利な看護師等の資格を取得できるよう、貸付・給付金事業を推進する。さらに、住民基本台帳法施行令等の改正を行い、マイナンバーカードに旧姓の併記を可能とする。

女性リーダー育成モデルプログラムの全国への普及を行うとともに、女性が継続就業でき、リーダー層に登用される人材として成長できるよう、役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組を推進する。また、女性起業家に対する支援を強化する。

(4) 結婚支援の充実

少子高齢化が深刻化する中、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢で叶えられるような環境を整備する。このため、結婚の段階における支援を充実する。

また、若者世帯・子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に低廉な家賃で入居が容易になるよう、空き家や民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みを構築する。

(5) 若者・子育て世帯への支援

子育て中の保護者の約4割が悩みや不安を抱えており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する子育て世代包括支援センターについて、児童福祉法等改正により市町村での設置の努力義務等を法定化し、平成32年度末(2020年度末)までの全国展開を目指す。

結婚年齢等の上昇と医療技術の進歩に伴い、不妊に悩む方が増加しており、不妊専門相談センターを平成31年度(2019年度)までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化し、不妊治療支援の充実を継続するとともに、不妊治療をしながら働いている方の実態調査を行い、必要な支援を検討する。

地域において分娩を扱う施設の確保など、小児・周産期医療体制の充実を図る。子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る。

(6) 子育てを家族で支える三世代同居・近居しやすい環境づくり

子育て中の親の孤立感や負担感が大きいことが、妊娠、出産、子育ての制約になっていることがある。大家族で、世代間で支え合うライフスタイルを選択肢として広げるため、三世代同居・近居をしやすい環境づくりを推進する。三世代同居に対応した優良な住宅の整備やリフォームを支援するとともに、子育て世帯とそれを支援する親族世帯との近居を支援する。

(7) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者等の活躍支援

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者(発達障害者など)等に対して、個々人の特性に応じて将来の目指すべき姿を描きながら、医療、福祉、教育、進路選択、中退からの再チャレンジ、就労などについて、専門機関が連携して伴走型の支援に取り組む。若年無業者等についても、ハローワーク、地域若者サポートステーション、自治体、NPO等の関係機関が連携して、就労・自立に向けた支援に取り組む。さらに、性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。

希望出生率
1.8の実現

結
婚

妊
娠・出
産・子
育て

ひとり親家庭

夢をつむぐ子育て支援

国民生活における課題

希望どおりに結婚したい
※現状の35～39歳未婚率
男性35.6%、女性23.1%
※結婚意思率(18～34歳)
男性86.3%、女性89.4%

希望どおりの年齢での結婚をかなえたい
※現状の平均初婚年齢
男性31.1歳、女性29.4歳
※希望結婚年齢(18～34歳)
男性30.4歳、女性28.4歳

希望どおりの人数を出産・子育てしたい
※現状
・夫婦の平均予定子供数
2.07人
・独身者の希望子供数
2.12人
・理想の子供数を持っていない理由として「子育てや教育にお金がかかるから」と回答した割合
60.4%

ひとり親家庭の生活環境を改善し、子供の学習意欲を向上させたい
※現状
・ひとり親家庭の子供の高校卒業後の進学率 41.6%
(全世帯平均 73.2%)

検討すべき方向性

若年の雇用安定化・所得向上
・失業率(全体3.3%)
・若年(15～34歳)非正規割合
27.7%
・若年(15～34歳)無業者 56万人

出会いの場の提供
・今まで結婚していない理由(20代・30代)「適当な相手に巡り合わない」男性53.5%、女性55.1%

保育・育児不安の改善
・安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会が実現していると考える人の割合:19.4%

待機児童の解消
・保育所待機児童数 23,167人
・放課後児童クラブ待機児童数 16,941人

仕事と育児が両立できる環境整備
・フルタイムに対するパートタイムの賃金水準 56.6%
・週労働時間49時間以上 21.3%
・非労働力人口の女性のうち就労を希望する者 301万人
・セクハラ防止に取り組む企業 59.2%

教育費負担感の軽減、相談体制の充実
・子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるもの
①学校教育費 55.6%
②塾等学校以外教育費47.0%
③保育所等費用 39.1%

ひとり親家庭の所得の向上
・母子世帯の平均年間収入
就労収入 181万円
収入合計 223万円

対応策

- ① 若者の雇用安定・待遇改善
- ② サービス産業の生産性向上
(※「名目GDP600兆円の実現」⑩と共通)
- ③ 結婚支援の充実
- ④ 妊娠・出産・育児に関する不安の解消
- ⑤ 子育てを家族で支える三世帯同居・近居しやすい環境づくり
- ⑥ 多様な保育サービスの充実
- ⑦ 保育サービスを支える多様な人材の確保、生産性の向上
- ⑧ 働き方改革の推進
(※「介護離職ゼロの実現」⑤と共通)
- ⑨ 女性活躍の推進
- ⑩ 地域の実情に即した支援
- ⑪ 希望する教育を受けることを阻む制約の克服
- ⑫ 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化

① 若者の雇用安定・待遇改善（その1）

【国民生活における課題】

若者の雇用は不安定化し、子育て世代の所得分布は低所得層にシフト。

- 15～34歳（在学中を除く）の非正規割合：
2005年26.6%→2010年26.9%→2015年27.7%
- 20代（在学中を除く）の年間所得300万円未満の者の割合：
2002年65.3%→2007年67.1%→2012年68.3%
- 30代前半（在学中を除く）の年間所得300万円未満の者の割合：
2002年39.4%→2007年44.3%→2012年49.2%
- 不本意非正規の割合（2014年平均）：
全体18.1%、25～34歳28.4%（最大）

希望どおりの結婚を実現するには、雇用安定や処遇改善による経済的基盤の強化が必要。

- 雇用形態別の有配偶率（30～34歳男性）：
正社員57.8%、非典型雇用23.3%、無業10.2%
- 結婚に際しての障害：「結婚資金」男41%女38%（最大）

【今後の対応の方向性】

非正規雇用労働者の正社員転換、待遇改善（※）を進めることにより若者の経済的基盤の強化を図るとともに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者（不登校の児童生徒、高校中退者、若年無業者、ひきこもり、発達障害者など）への教育・就労にわたる切れ目ない伴走型支援の提供、在学中における相談支援・指導体制の充実等により、若者の就労・自立を目指す。

（※）同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の待遇改善については⑧参照。

【具体的な施策】

- 非正規雇用労働者の正社員転換に向けて、キャリアアップ助成金の活用促進、業界団体等に対する正社員転換要請等により企業の取組を後押しする。
- 労働契約法に基づく有期雇用契約の無期転換が2018年度から本格的に行われることを踏まえて、無期転換ルールが本格的に機能する直前の時期に集中的な周知を行うとともに、これを契機とした多様な正社員制度の導入など人事制度の見直しを促進するための支援を強化する。
- 若者雇用促進法を着実に施行するとともに、2020年度を目途に同法の見直しを検討し、企業情報の公開など、更なる取組の強化を図る。また、就職・採用活動について、新卒一括採用に限ることなく、多様な選考・採用の機会の提供を促進する。
- 若者の能力開発、キャリア形成を進めるため、ジョブ・カードの活用を促進するとともに、ものづくり分野を担う人材の育成を支援するため、若者の技能検定の受検料減免措置等を検討する。また、キャリア形成促進助成金の活用等により、教育訓練休暇制度の導入促進、能力開発の取組促進を図る。

施策	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
非正規雇用労働者の正社員転換の推進	「正社員転換・待遇改善実現プラン」を踏まえた正社員転換の推進													若年層（25～34歳）の不本意非正規雇用労働者の割合：28.4% →2020年 半減 5年以上有期契約を繰り返す者：400万人→希望者は全て正規化
	キャリアアップ助成金の活用促進、業界団体等に対する正社員転換の要請等						「正社員転換・待遇改善実現プラン」の目標の達成状況等を踏まえた取組の更なる強化							
	無期転換ルールの周知、モデル就業規則の作成等多様な正社員の導入等の促進						労働契約法に基づく有期雇用契約の無期転換の本格的な実施							
若者の雇用促進・能力開発	若者雇用促進法の着実な施行、多様な選考・採用の機会の提供を促進						若者雇用促進法の見直しを検討、企業情報の公開など更なる取組の強化							
	若者の能力開発・キャリア形成の推進													

平成24年改正労働契約法の附則に基づく検討

① 若者の雇用安定・待遇改善（その2）

【国民生活における課題】

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の割合は増加傾向にあり、希望どおりの就業等に向けた支援が必要。

- ・ 特別支援学校在籍者数：
2005年約10.2万人→2015年約13.8万人（+36%）
- ・ 特別支援学級在籍者数：
2005年約9.7万人→2015年約20.1万人（+108%）
うち自閉症・情緒障害：
2005年約2.9万人→2015年約9.0万人（+212%）
- ・ 通級による指導を受けている児童生徒数：
2005年約3.9万人→2015年約9.0万人（+133%）
- ・ 若年（15-34歳）無業者：2015年56万人

【具体的な施策】

- ・ 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者等の就労・自立の実現に向け、個々人に応じて切れ目ない支援を各地で提供するため、内閣府・厚生労働省・文部科学省の3府省が連携し、寄り添い型、伴走型の支援の全国展開を地域の実情を踏まえつつ進める（地域における子供・若者伴走型支援パッケージの推進）。
 - ① 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者について、アセスメント等によって把握した特性等を踏まえ、将来の目指すべき姿を描きながら、個々人に適した医療、福祉、教育、進路選択、中退などからの再チャレンジ、就労などについて、各地域において切れ目なく伴走型で、行政、専門機関、NPO等が連携して支援する体制を整備（子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会、指定支援機関や子ども・若者総合相談センターの活用等）。
 - ② こうした子供・若者への支援に従事する各専門職の連携を強化するため、分野横断的に知識・ノウハウを整理し、共有するための養成研修等を実施。
 - ③ 高校・高等専修学校とサポステ等の連携による中退者・若年無業者・ひきこもりの若者等へのアウトリーチ型等の就労支援や高卒資格の取得に向けた学びの支援を実施。
 - ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充による教育相談や家庭教育支援の体制の整備。教員の進路に関する指導力の向上や進路指導体制の充実、学外人材の活用、職場体験活動などキャリア教育や職業教育の推進及び個々のライフデザインに基づくキャリアプランの構築の促進。
 - ⑤ 学校向けの学習プログラムの作成・提供や都道府県労働局及びハローワークからの講師派遣等により在学中に労働関係法令知識を学ぶ機会を提供。学生アルバイトなどの労働条件確保。
 - ⑥ 教育効果の高い多様なインターンシップの推進、大学・専門学校とハローワークの連携による自律的な就職活動が困難な学生等への就職支援の実施。
 - ⑦ フリーター等の支援対象者の早期把握、職業訓練の^{あっせん}斡旋強化等による正社員化の更なる支援及び「団塊ジュニア世代」等の不安定就労者に対する集中的な支援を実施。
- ・ 性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。

施策	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
子供・若者への切れ目ない支援		【地域における子供・若者伴走型支援パッケージ】												
		子供・若者支援の強化策を検討 地域における子ども若者法に基づく協議会の設置・活用等による一元的伴走支援体制の構築 若者支援に関する分野横断的な知識等の整理・養成研修等の実施 キャリア教育・就職支援・学び直し等の一貫支援（関係機関の連携、アウトリーチ型支援等）の検討・実施 サポステと高校の連携強化 フリーター等の支援対象者の早期把握、職業訓練の斡旋強化等 「団塊ジュニア世代」等に対する集中的な支援の実施 フリーター等の正社員化の更なる推進												
		子供・若者育成支援推進大綱 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」等を踏まえた子供・若者への切れ目ない支援の推進												
		若年層（25-34歳）の不本意非正規雇用労働者の割合：28.4% →2020年 半減 5年以上有期契約を繰り返す者：400万人→希望者は全て正規化												

【経済成長に向けた課題】

我が国のGDPの約7割はサービス産業で占められており、我が国経済成長にはサービス産業の活性化・生産性の向上が不可欠。

特に、小売業、飲食業（外食・中食）、宿泊業、介護、道路貨物運送業等においては、生産性の低さ、低賃金、長時間労働といった問題点が指摘されている。

また、サービス産業では、同一業種内でも企業間の生産性の格差が大きく、生産性が低い企業の重点的な底上げによる産業全体の生産性向上の余地が大きい。

サービス産業は、
①業種ごとに事業内容や事業形態が異なり、
②全国各地で地域に根差して事業展開している中小企業の方が多い。
このため、業種別・地域単位でのきめ細かい取組が必要。

【今後の対応の方向性】

サービス産業の労働生産性の伸び率が2020年までに2%となることを目指し、意欲ある個々の事業者による生産性向上に向けた挑戦を、国、事業者団体、地域の中小企業団体・地域金融機関等の支援機関により後押ししていく。

【具体的な施策】

- 日本サービス大賞によるベストプラクティス普及、中小サービス事業者等へのIT投資促進、サービスの質を「見える化」する新たな認証制度である「おもてなし規格」の策定・普及、専門職大学院等におけるサービス経営人材育成の推進等を実施する。
- 事業分野別の生産性向上に向けて、以下の取組を進める。
 - 官民合同で設立されたサービス業の生産性向上協議会において、次の活動を展開する。
 - モデル創出、ノウハウの標準化：小売業、飲食業、宿泊業、介護、道路貨物輸送業の5分野において、事業形態・規模等によって事業者を類型化し、モデル的にコンサルティングを実施し、優良モデル事例を創出。生産性向上に向けたノウハウを標準化する。
 - 横展開：モデル事例から得られたノウハウを横展開し、各分野の生産性向上に向けた取組を推進する。
 - 中小企業等経営強化法に基づき、サービス産業チャレンジプログラム対象の7分野等で事業者団体とも連携しながら事業分野別指針を策定し、成功事例を全国に浸透させる。
- 中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針や各種優良事例、ローカルベンチマークも活用しながら、金融機関や中小企業支援機関が事業者と対話を深めることを促す。この取組を通じて、担保や個人保証に頼らず生産性向上に努める事業者に対して成長資金が供給されることを促進する。

施策	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度以降	指標
成長企業の創出		日本サービス大賞の創設(2015年4月)	表彰							・2020年までに、全国1万社で生産性伸び率10%を達成する
		革新的サービス開発を行う中小企業等に対するIT投資の促進								
事業分野別の生産性向上		おもてなし規格の検討	認証制度実証				制度の運用			・サービスの質を見える化するおもてなし規格を作り、30万社による認証の取得を目指す
		5分野協議会設立	モデル創出・ノウハウの標準化				サービス生産性革命に向けた国民運動の展開			
中小企業団体・地域金融機関等の活用		中小企業等経営強化法の成立	分野別指針の策定	施行準備、施策の着実な実行						・サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%（2013年：0.8%）となることを目指す
			分野別指針・ローカルベンチマーク等を活用した成長資金の供給の促進							
サービス産業チャレンジプログラム		サービス産業チャレンジプログラム（2015年4月）に基づき、事業分野別（宿泊業、運送業、外食・中食業、医療分野、介護分野、保育分野、卸・小売業等）の取組の着実な遂行								

希望出生率
1.8の実現

希望どおりの結婚（出会いの場の提供）
③ 結婚支援の充実

【国民生活における課題】
結婚への不安があるため、結婚に踏み切れない。
・結婚意思率（18～34歳独身者）（2010年）
男性86.3%、女性89.4%
・35～39歳未婚率（2010年）
男性35.6%、女性23.1%

希望どおりの年齢で結婚できない。
・希望結婚年齢（18～34歳独身者）（2010年）
男性30.4歳、女性28.4歳
・平均初婚年齢（2014年）
男性31.1歳、女性29.4歳

若者の出会いの場が乏しい。
・今まで結婚していない理由（20代・30代）
「適当な相手に巡り合わない」
男性53.5%、女性55.1%（2014年）

若者の結婚・出産を阻む経済的制約あり。
・「恋人あり」の男性の結婚しない理由（20代・30代）
「結婚後の生活資金が足りないと思うから」
36.5%（2014年）
・理想の子供を持たない理由（20代・30代）
「住居が狭い」 16.7%（2014年）

【今後の対応の方向性】
少子高齢化が深刻化する中、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢で叶えられるような環境を整備する。このため、結婚の段階における支援を充実する。また、結婚・出産を希望する若者世帯・子育て世帯が望む住生活の実現を図る。

【具体的な施策】

- 結婚に向けた活動支援や結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める。さらに、地域の結婚支援を強化するため、地方自治体の取組に加え、経済団体、NPO、専門家等と連携した地域の総合的な結婚支援の先進的モデルを創出する。まずは未婚率が高い地域等において重点的に進めた後、全国に展開。
- これまで十分でなかった企業・団体等による結婚支援の取組のモデルを創出する。優良事例の収集・分析、発信、経済団体等を通じた取組の働きかけ、優良企業・団体の表彰、取組の機運醸成を通じ、取組を拡大展開する。
- 全ての高校生に対して、自分の職業や家庭、将来について実践的に考える機会を提供するため、外部協力者の参画を得つつ既存の教科を有機的に連携させて、ワークシート入りの実践的教材を用いた学習の実施、乳幼児触れ合い体験、多様な職業人材・専門家との対話等の体験・交流活動を強化する。このため、教材の作成・配布、都道府県単位の実行体制の構築、教育課程の改善・充実とその徹底、大学・社会人教育への横展開などを推進する。
- 若年・子育て世帯向けのUR賃貸住宅等の家賃低廉化、子育て世帯向けの公営住宅への優先入居を推進する。
- 若者・子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に低廉な家賃で入居することが容易になるよう、空き家や民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みを構築する。

30

施策	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
地域の特性に応じた自治体の取組支援	未婚率の高い地域等において、総合的な結婚支援のモデル創出 個別の結婚支援策の先進的取組とともに、全国に拡大						各地方自治体の成功事例を踏まえた見直しを検討した上で措置（事業の枠組み、事業内容、事業規模など）						2020年 ・結婚希望実現指標 80% (2010年68%) <small>(※) (A) [調査時点より5年前の18～34歳の人口に占める有配偶者の割合と5年以内の結婚を希望する者の割合の合計]と(B) [調査時点における23～39歳の人口に占める有配偶者の割合]の比率=(B)/(A)</small>
企業等による結婚支援の取組支援	企業・団体等による結婚支援のモデル創出、優良事例の収集・分析、 経済団体等を通じた働きかけ、企業・団体等表彰、取組の機運醸成を 通じ、取組を拡大展開						各企業・団体等の成功事例を踏まえた見直しを検討した上で措置 (事業の枠組み、事業内容、事業規模など)						2020年 ・妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識の理解の割合：70% (2009年34%)
ライフプランニング、キャリア形成のための教育の強化	ライフプランニング・キャリア形成のための教材の検討・作成 <small>※有識者会議において作成</small>		教材の配布		啓発・周知、事業の見直しを検討、措置 (手法、内容更新、対象範囲などの改訂)						2025年 ・子育て世帯の誘導居住面積水準達成率 (全国) 50% (2013年42%)		
教育課程の改善・充実	中央教育審議会 審議・答申		告示		周知		先行実施						
若者向け住宅支援	UR賃貸住宅・公営住宅等支援 若者・子育て世帯の住居費等の負担軽減						空き家や民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築 新たな仕組みの普及促進						政策評価や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な対応を実施

④ 妊娠・出産・育児に関する不安の解消

【国民生活における課題】

安心して結婚・妊娠・出産・子育てでできないと感じる人々がいる。

・安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会が実現していると考える人の割合：19.4%（2013年度）

約4割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている。一方、子育ての相談をしたくても相談できる場がない。

- ・保護者が子育てについて、地域の支えが重要だと思っている割合：9割（2013年）
- ・子育て世代包括支援センター：138市町村に設置（2015年度）
- ・地域子育て支援拠点：6,538か所（2014年度）
- ・利用者支援事業：323か所（2014年度）
- ・ファミリー・サポート・センター事業：769市町村（2014年度）

結婚年齢や妊娠・出産年齢の上昇と医療技術の進歩に伴い、不妊に悩む方が増加。

- ・平均初婚年齢：男30.0歳、女28.2歳（2007年）⇒男性31.1歳、女性29.4歳（2014年）
- ・第1子出産時の母の平均年齢：28.0歳（2000年）⇒30.4歳（2013年）
- ・子供を持つことを希望しながら不妊について心配する夫婦の割合：26.1%（2002年）⇒31.1%（2010年）
- ・不妊治療のうち体外受精のべ実施件数：約8万件（2002年）⇒約24万件（2010年）

【今後の対応の方向性】

地域の実情に応じ、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援体制の拡充を進めるとともに、不妊治療に必要な支援等を推進する。

【具体的な施策】

- ・緊急対策を踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する子育て世代包括支援センターについて、市町村での設置の努力義務等の法定化を盛り込んだ児童福祉法等改正法案を国会に提出。2017年4月からの円滑な施行のため周知等を図るとともに、精神的不安や経済的心配を受け止めて連絡調整や必要な支援を行うこととし、2020年度末までに全国展開を目指す。
- ・不妊治療のニーズに対応するため、初回治療の助成額15万円をカバー率100%相当である最大30万円に拡充するとともに、男性不妊治療を実施した場合に治療費の50%相当である最大15万円を上乗せ助成する措置を継続。あわせて、不妊に関わる相談機能を強化するため、2019年度までに不妊専門相談センターを全都道府県・指定都市・中核市に配置し、2020年度以降も必要に応じて体制の維持・充実を図る。
- ・安心して子供を産み育てることができるよう、地域において分娩を扱う施設の確保など、小児・周産期医療体制の充実を図る。
- ・国民健康保険における公費負担の減額調整措置の在り方について、子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめにおいて、少子化対策を推進する中で自治体の取組を支援する観点から早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた。その際、医療保険制度の規律や負担の公平性、過度な給付拡大競争の抑制等の観点を踏まえ検討を行うべきとされたことも踏まえ、年末までに結論を得る。
- ・地域の中で子育て中の親子が集い、情報交換や相談ができる地域子育て支援拠点について、子ども・子育て支援新制度の下で着実に整備を進め、充実を図りつつ、2019年度末までに8,000か所を目指す。
- ・あわせて、子育て支援サービスの利用に関する相談支援や地域ネットワークづくりを担う利用者支援事業についても、着実に整備、充実を図りつつ、2019年度末までに1,800か所を目指す。
- ・地域における育児の相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センター事業についても、子供を預かる会員の確保策の強化など、より一層の利活用の促進を図りつつ、2019年度末までに950市町村での実施を目指す。
- ・不妊治療をしながら働いている方の現状を把握するための実態調査を行い、必要な支援を検討する。

施策	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
子育て世代包括支援センターの整備		全国の市町村が設置						重点的に設置すべき地域に設置拡大						2020年・安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会が実現していると考える人の割合40%以上（2013年度：19.4%）
不妊治療・相談機能等の充実		不妊治療支援の充実（初回治療の助成カバー率を100%相当に。男性不妊治療の50%相当を上乗せ助成） 不妊専門相談センターの体制整備						不妊治療をしながら働いている方の実態調査を実施 必要に応じて不妊治療支援を充実、不妊相談体制を整備						
地域子育て支援拠点、利用者支援事業、ファミリー・サポート・センター事業の整備		子ども・子育て支援新制度による市町村事業計画を踏まえ、地域子育て支援拠点は8,000か所、利用者支援事業は1,800か所、ファミリー・サポート・センター事業は950市町村での実施体制整備						子ども・子育て支援新制度による第2期の市町村事業計画を踏まえ、地域における実施体制を整備・充実						

⑤ 子育てを家族で支える三世代同居・近居しやすい環境づくり

【国民生活における課題】

子育て中の親の孤立感・負担感が大きいことが妊娠・出産・子育ての制約になっている可能性。

- ・三世代同居世帯数
2003年401万戸⇒2013年274万戸
(全世帯の8.5%) (全世帯の5.2%)
- ・家族の住まい方として、52.4%が祖父母との近居・同居を理想と回答
(うち近居31.8%、同居20.6%) (2013年)
- ・子供が小学校に入学するまでの間、祖父母が育児や家事の手助けをすることが望ましいとの回答は78.7%
(2013年)
- ・親との居住距離が近い夫婦ほど出生する子供数が増える傾向
(完結出生児数) (2010年)
同居2.09人、近居1.99人、別居1.84人

【今後の対応の方向性】

家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができ、子育てのしやすい環境づくりとして、三世代の同居・近居を推進する。

【具体的な施策】

- ・緊急対策に基づき、UR賃貸住宅に新たに入居する子育て世帯等と、子育てを支援する親族世帯とが近居する場合の家賃を減額する措置を拡充（5年間：5%⇒20%）。
- ・三世代同居に対応した優良な住宅の整備又はリフォームへの支援を実施（台所、浴室、トイレ、玄関のいずれか2つ以上が複数か所となる工事の場合、新築：30万円/戸、リフォーム：50万円/戸を限度に補助加算）。
- ・三世代同居に対応した住宅リフォームに係る所得税の特例措置（税額控除）を実施（台所、浴室、トイレ、玄関のいずれか2つ以上が複数か所となる工事の場合、標準工事費の10%を所得税額から控除又はローン残高の最大2%を所得税額から5年間控除）。
- ・公的賃貸住宅団地の建替え等を機に子育て支援施設や福祉施設等を誘致する地域居住機能再生推進事業等を実施。

施策	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
三世代近居の推進	UR賃貸住宅への近居に係る家賃減額の拡充	制度を検証の上、必要な対応を実施						政策評価や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な対応を実施						2025年度 ・子育て世帯の誘導居住面積水準達成率(※) ⇒50% (現状) 全国42% 大都市37% (※)世帯人数に応じ豊かな住生活の実現の前提である多様なライフスタイルに対応するのに必要な住宅面積。一般型で2人以上世帯は25㎡×世帯人数+25㎡
		補助の実施						政策評価や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な対応を実施						
三世代同居の推進	三世代同居対応住宅の整備又はリフォーム補助 三世代同居に対応したリフォームに係る所得税の特例措置	制度を検証の上、必要な対応を実施						政策評価や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な対応を実施						
		周知・活用			制度を検証の上、必要な対応を実施			政策評価や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な対応を実施						
子育て世帯等の支援に資する施設の整備の推進	公的賃貸住宅団地の建替え等を機に子育て支援施設等を整備	制度を検証の上、必要な対応を実施						政策評価や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な対応を実施						

⑥ 多様な保育サービスの充実（その1）

【国民生活における課題】

出産後・子育て中に就業したくても、
子供を保育する場が見つからない。

- 待機児童数：23,167人（2015年4月）
- 現在就労していない既婚女性の就労していない理由「子供の預け先がない」とする回答：22.4%（2011年11月）

子供の体調不良等の急な対応のため仕事
を休まざるを得ず、両立が難しい。

- 「多様な保育サービスの充実」を施策として求める割合：41.4%（子供が未就学の親）（2011年11月）

放課後児童クラブの利用を希望しても、
利用できる場がない。

- 放課後児童クラブの利用者：102.5万人（2015年5月、前年度比+8.8万人）
- 放課後児童クラブの待機児童数：16,941人（2015年5月、前年度比+6,996人）

【今後の対応の方向性】

出産後・子育て中の就業や子供の体調不良への対応など様々な保育ニーズに対応し、多様な保育の受け皿や放課後児童クラブを整備するとともに、放課後における学習・体験活動の充実を図る。

保育人材の確保策と合わせた総合的取組により、保育の待機児童は2017年度末、放課後児童クラブの待機児童は2019年度末の解消を目指し、以降も維持継続する。

2018年度以降も、女性の就業の更なる増加や働き方改革の進展、保育との切れ目ない支援となる育児休業の取得促進等の取組を踏まえつつ、保育の受け皿確保に取り組む。

※ 例えば女性（25～44歳）の就業率が80%程度まで上昇した場合に、近年の保育利用率の状況を機械的に延伸すると保育の1、2歳児の利用率は約60%（参考試算）

【具体的な施策】

- 2017年度末までの待機児童解消を目指し、保育の受け皿の整備拡大量を40万人から50万人に拡大。待機児童解消までの緊急的な取組として、保育コンシェルジュの設置促進、地方単独施設への運営費の一部支援など自治体独自保育サービスへの支援、緊急的な一時預かり事業の活用、広域的保育所等利用事業の促進、施設整備費支援の拡充、改修費支援等の拡充等を実施。今後については、自治体の実施状況や意見を踏まえながら柔軟かつ速やかに検討する。
- 多様な主体による多様なサービス（病児保育、延長保育、一時預かり、障害児支援等を含む）の受け皿拡大を図るとともに、ニーズに応じた柔軟な利用方法を検討する。
- 小規模保育事業等の卒園児の円滑な移行の推進を図る。
- 空き教室などの地域のインフラや国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する。
- 特に就業・子育ての実情に応じた多様な保育ニーズに対応するため、2016年度から新たに、企業主導型保育の整備・運営の支援を行うとともに、企業主導型ベビーシッター利用者支援、病児保育の普及促進を図る。その財源として事業主拠出金率の上限を引き上げ（0.15%→0.25%）、拠出金率を段階的に2016年度0.20%、2017年度0.23%とし、2018年度以降は実施状況を踏まえ協議の上で決定していく。

施策	年度													指標	
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降			
多様な保育サービスの受け皿の整備 企業主導型保育の推進（事業主拠出金制度の拡充）	保育の受け皿整備拡大量を40万人分から50万人分に拡大 緊急対策の実施 （保育コンシェルジュ設置促進、地方単独施設への運営費の一部支援など自治体独自保育サービス支援、緊急的な一時預かり事業活用、広域的保育所等利用事業促進、施設整備費支援の拡充、改修費支援の拡充等） （実施状況を踏まえ対応を検討） 多様な主体による多様なサービスの受け皿拡大 法案提出 企業主導型保育事業による受け皿拡大（⇒約5万人分） ベビーシッター利用者支援・病児保育普及促進 拠出金率 0.20% → 拠出金率 0.23%			女性の就業の更なる増加や働き方改革の進展等を踏まえつつ保育の受け皿を確保 少子化社会対策大綱等を踏まえた財源確保への適切な対応 子ども・子育て支援法附則第2条に基づく検討 拠出金率：協議の上決定										保育の受け皿拡大量： 2017年度50万人 （2015年4月：21.9万人）	保育の待機児童数： 2017年度末の解消 （2015年4月：23,167人）

⑥ 多様な保育サービスの充実（その2）

【国民生活における課題】

出産後・子育て中に就業したくても、
子供を保育する場が見つからない。

- ・待機児童数：23,167人（2015年4月）
- ・現在就労していない既婚女性の就労していない理由「子供の預け先がない」とする回答：22.4%（2011年11月）

子供の体調不良等の急な対応のため仕事
を休まざるを得ず、両立が難しい。

- ・「多様な保育サービスの充実」を施策として求める割合：41.4%（子供が未就学の親）（2011年11月）

放課後児童クラブの利用を希望しても、
利用できる場がない。

- ・放課後児童クラブの利用者：102.5万人（2015年5月、対前年度比+8.8万人）
- ・放課後児童クラブの待機児童数：16,941人（2015年5月、前年度比+6,996人）

【具体的な施策】

- ・共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、2019年度末までに放課後児童クラブを約122万人分整備（2014年度以降追加的に30万人分を整備）。全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体的に実施する。また、取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒して実現するための方策を検討する。
- ・放課後児童クラブについて、経験等に応じた職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進める。なお、処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにする。

年度 施策	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度以降	指標
小1の壁の打破	放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ（追加的に30万人分）及び放課後子供教室の整備を支援、両者の一体的な実施を推進 2018年度末に前倒して実施するための方策を検討					女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保や、放課後児童クラブ・放課後子供教室の一体的実施を継続						放課後児童クラブの受け皿拡大量： 2019年度30万人 （2015年5月8.8万人） 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携して実施する箇所数：2019年度約2万か所 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的実施数：2019年度約1万か所	放課後児童クラブの待機児童： 2019年度末の解消 （2015年5月：16,941人）

⑦ 保育サービスを支える多様な人材の確保、生産性の向上（その1）

【国民生活における課題】

求められる保育サービスを提供するための保育士が不足している。

- ・有効求人倍率：2.21倍（東京：5.45倍）
- ・全産業の有効求人倍率：1.23倍（2016年3月、原数値）

人材確保が困難な理由として、保育士の賃金が低いことが指摘されている。

- ・保育士：322万円
- ・全産業：373万円（保育士の95%が女性であることに鑑み女性のみ、年収ベース）

保育士は、キャリアパスの展望が見えにくいために、勤続年数が短い傾向があると指摘されている。

- ・保育士：勤続年数7.7年
- ・全産業：勤続年数9.4年（保育士の95%が女性であることに鑑み女性のみ）

【今後の対応の方向性】

求められる保育サービスを支えるために必要な保育士を確保（2017年度末までに2013年度比で+9万人。以降も必要に応じて確保）するため、安定財源を確保しつつ、保育士の処遇改善、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。

【具体的な施策】

（保育士の処遇改善）

- ・保育士の処遇⁽¹⁾については、平成27年度において人事院勧告に従った2%に加え、消費税財源を活用した3%相当、平成27年度補正予算では1.9%相当の処遇改善を行った。さらに、新たに「経済財政運営と改革の基本方針2015」等に記載されている更なる「質の向上」の一環としての2%相当の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度⁽²⁾ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。児童養護施設等においても、その業務に相応の処遇改善を行う。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後、全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、更なる処遇改善を行う。
- ・適切な公定価格の設定等に資するよう、保育所等に対する経営実態調査を行う。

(1) 子ども・子育て支援新制度の下での認定こども園及び幼稚園等の職員に係るものを含む。

(2) 賃金は平成27年6月分、賞与・期末手当等特別給与額は平成26年の1年間についての数値（平成27年賃金構造基本統計調査）。具体的には、全産業の女性労働者の賃金動向や、保育士の賃金動向（平成27年度及び28年度予算措置分の反映を含む。）を踏まえ、平成29年度（2017年度）予算編成過程で検討。

施策	年度													指標		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降				
保育士の処遇改善	保育士の処遇 ⁽¹⁾ については、平成27年度において人事院勧告に従った2%に加え、消費税財源を活用した3%相当、平成27年度補正予算では1.9%相当の処遇改善を行った		新たに「経済財政運営と改革の基本方針2015」等に記載されている更なる「質の向上」の一環としての2%相当の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度 ⁽²⁾ ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。児童養護施設等においても、その業務に相応の処遇改善を行う。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後、全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、更なる処遇改善を行う										必要に応じて処遇を改善		保育士としての技能・経験を積んだ職員について、全産業の女性労働者との賃金格差：解消 保育人材の数：2017年度末48.3万人（2013年度37.8万人）	保育の待機児童数：2017年度末の解消（2015年4月：23,167人） 放課後児童クラブの待機児童：2019年度末の解消（2015年5月：16,941人）

⑦ 保育サービスを支える多様な人材の確保、生産性の向上（その2）

【国民生活における課題】

求められる保育サービスを提供するための保育士が不足している。

- ・有効求人倍率：2.21倍（東京：5.45倍）
- ・全産業の有効求人倍率：1.23倍
(2016年3月、原数値)

人材確保が困難な理由として、保育士の賃金が低いことが指摘されている。

- ・保育士：322万円
- ・全産業：373万円
(保育士の95%が女性であることに鑑み女性のみ。年取ベース)

保育士は、キャリアパスの展望が見えにくいために、勤続年数が短い傾向があると指摘されている。

- ・保育士：勤続年数7.7年
- ・全産業：勤続年数9.4年
(保育士の95%が女性であることに鑑み女性のみ)

【具体的な施策】

(多様な人材の確保と人材育成)

- ・保育士を目指す学生への返還免除型奨学金制度や、いったん離職した者が再就職する場合の準備金の充実を図る。
- ・保育士試験の年2回実施（実施都道府県を拡大）、研修の推進、保育所等における保育士配置の弾力化など制度運用の見直しを実施し、多様な人材の活用を推進する。
- ・保育士・保育所支援センターによるマッチング支援を推進する。
- ・保育所における子育て中の女性や高齢者などの多様な働き方の選択を広げるため、未就学児を持つ保育士の子供の優先入園の徹底、短時間正社員制度の推進、短時間勤務保育士を雇用した柔軟な勤務体制の構築などに取り組みやすい環境整備を推進する。
- ・保育士の子供の預かり支援を推進するとともに、保育補助的業務の担い手を拡大する。
- ・労働局、ハローワーク及び地方自治体が連携し、地域の実情に応じた集中的な保育人材確保対策を実施する。
- ・ハローワークの福祉人材コーナーを拡充するとともに、関係機関との連携強化を図るなど、保育分野における就職支援の取組を強化する。
- ・有資格者向け訓練の設定等、保育分野向けの職業訓練コースを拡充するとともに、ハローワーク等における、保育士等の職業訓練への誘導を強化する。
- ・保育等の就業機会の提供に、積極的に取り組むシルバー人材センターに重点的に財政支援を行い、保育分野等での高齢者の就業を推進する。
- ・保育関係事業所に係る雇用管理の課題及び改善の好事例を収集の上、ハローワーク等における雇用管理指導に活用できるツールを作成し、共有化を促進する。
- ・キャリアパスの整備等により保育士のキャリアの向上を支援する事業主への支援を強化する。

(生産性向上)

- ・保育補助者等職員配置やICTの活用による保育士の負担が軽減される就業環境整備支援に取り組む。
- ・また、保育記録や運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバラツキを解消する。
- ・複数の施設の保有、総務・経理・人事などの複数の部門の集約化など事業所のグループ化を推進する。

施策	年度													指標
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降		
多様な人材の確保と人材育成	返済免除型奨学金を拡充、再就職準備金制度を創設		返済免除型奨学金、再就職準備金制度を充実											保育の待機児童数： 2017年度末の解消 (2015年4月：23,167人) 放課後児童クラブの待機児童：2019年度末の解消 (2015年5月：16,941人)
	地域限定保育士試験の実施	(待機児童が解消するまで) ・保育士試験の年2回実施（実施都道府県を拡大）、研修の推進 ・保育所等における保育士配置の弾力化												
	保育士・保育所支援センターによるマッチング支援の推進、未就学児を持つ保育士の子供の優先入園の徹底、短時間正社員制度の推進、短時間勤務保育士を雇用した柔軟な勤務体制の構築の推進													
生産性向上	保育士の子供の預かり支援の推進・保育補助的業務の担い手拡大												保育士としての技能・経験を積んだ職員について、全産業の女性労働者との賃金格差：解消 保育人材の数：2017年度末48.3万人（2013年度37.8万人）	
	保育補助者等職員配置やICTの活用による保育士の負担が軽減される就業環境整備支援 保育記録や運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバラツキを解消 事業所のグループ化を推進													

希望出生率
1.8の実現

希望どおりの人数の出産・子育て（仕事と育児が両立できる環境整備）

⑧ 働き方改革の推進（その1）（※「介護離職ゼロの実現」⑤再掲）

【国民生活における課題】

＜非正規雇用＞

非正規雇用は、増加傾向が続いている。

・1984年604万人⇒2005年1634万人⇒2015年1980万人

例えば女性では、30代半ば以降、自ら非正規雇用を選択している方が多いなど、子育てや介護をしながら、多様な働き方を選択したい方が多い。

・不本意非正規の割合（2014年平均）
男女計 25-34歳28.4%、35-44歳18.7%、
45-54歳18.3%、55-64歳16.9%
うち女性 25-34歳21.2%、35-44歳12.9%、
45-54歳13.2%、55-64歳11.4%

欧州各国に比して、正規労働者と非正規労働者の賃金格差が大きい。

・フルタイムに対するパートタイムの賃金水準：
日56.6% 米30.3% 英71.4% 独79.3% 仏89.1% 伊70.8% 蘭78.8% 丁70.0% 典83.1%

【今後の対応の方向性】

働き方改革を、この3年間の最大のチャレンジと位置付け、同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の待遇改善、総労働時間抑制等の長時間労働是正、65歳以降の継続雇用・65歳までの定年延長企業の奨励等の高齢者就労促進に取り組み、多様な働き方の選択肢を広げる。

【具体的な施策】

（非正規雇用労働者の待遇改善）

・女性や若者などの多様で柔軟な働き方の選択を広げるべく、非正規雇用労働者の待遇改善を更に徹底していく必要がある、同一労働同一賃金を実現するため、

①労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の的確な運用を図るため、どのような待遇差が合理的であるか又は不合理であるかを事例等で示すガイドラインを策定し、普及啓発を行う。

②ガイドラインの策定等を通じ、不合理な待遇差として是正すべきものを明らかにする。その是正が円滑に行われるよう、欧州の制度も参考にしつつ、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定の整備、非正規雇用労働者と正規労働者との待遇差に関する事業者の説明義務の整備などを含め、労働契約法、パートタイム労働法及び労働者派遣法の一括改正等を検討し、関連法案を国会に提出する。

・最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。

施策	年度													指標
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降		
同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の待遇改善		ガイドラインの策定・運用			ガイドラインの運用									フルタイムに対するパートタイムの賃金割合： 2014年56.6% ⇒欧州諸国に遜色のない水準を目指す 不本意非正規雇用労働者の割合： 2014年18.1% ⇒2020年10%以下
		制度の検討、法案提出			新制度の施行									
	キャリアアップ助成金の活用促進、非正規雇用労働者の能力開発機会の充実、業界団体等に対する待遇改善の要請、無期転換ルールの周知等による非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進													
	「正社員転換・待遇改善実現プラン」の目標の達成状況等を踏まえた取組の更なる強化													
	平成24年改正労働契約法の附則に基づく検討													

⑧ 働き方改革の推進（その2）（※「介護離職ゼロの実現」⑤再掲）

【国民生活における課題】

＜長時間労働＞

長時間労働者の割合が欧米各国に比して多く、仕事と家庭の両立が困難。

- ・週労働時間49時間以上の労働者の割合：
日21.3% 米16.6% 英12.5% 仏10.4% 独10.1%

＜高齢者就業＞

高齢者の7割近い方が65歳を超えても働きたいという希望を持っているが、高齢者雇用の仕組みが不十分。

- ・65歳を超えても働きたい高齢者：65.9%
- ・65歳以上の就業率：21.7%（2015年）
（2013年：米17.7% 英9.5% 仏2.2% 独5.4%、伊3.4%）

【具体的な施策】

（長時間労働の是正）

- ・総労働時間を抑制するため、まず、法規制の執行を早急に強化する。具体的には、
 - ①時間外労働を労使で合意する、いわゆる36協定において、健康確保に望ましくない長い労働時間（月80時間超）を設定した事業者などに対して指導を強化するなど、長時間労働是正に向けた更なる取組を行う。
 - ②関係省庁が連携して下請などの取引条件にも踏み込んで長時間労働を是正する仕組みを構築する。例えば、
 - ・長時間労働の背景に下請法や独占禁止法（物流特殊指定）の違反が疑われる場合に、その取締りを通じて長時間労働を是正する仕組みを、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会で構築する。
 - ・IT業界・トラック業界において、発注者や荷主と事業者の協働により、「急な仕様変更」、「長い手待ち時間」など、取引の在り方の改善と長時間労働の削減を進めるとともに、医療分野における勤務環境改善に取り組む。
 - ③長時間労働是正や勤務間インターバルの自発的導入を促進するため、専門的な知識やノウハウを活用した助言・指導、こうした制度を積極的に導入しようとする企業に対する新たな支援策を展開する。
- ・労働基準法については、いわゆる36協定における時間外労働規制の在り方について再検討。
- ・テレワークを推進するとともに、若者の長時間労働の是正を目指し、女性活躍推進法、次世代育成支援推進法等の見直しを進める。

（高齢者就業の促進）

- ・将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていくため、2016年度から2020年度の5年間を集中取組期間と位置づけ、65歳以降の継続雇用・65歳までの定年延長を行う企業への支援を拡充するとともに、継続雇用延長・定年引上げを実現するためのマニュアルを策定し、企業等へ働きかける。
- ・2020年度に高齢者就業のインセンティブ効果と実態を検証し、継続雇用延長・定年引上げに係る制度の在り方を再検討する。

施策	年度												指標
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	
総労働時間抑制等の長時間労働是正	月100時間超の時間外労働を把握した事業者などに指導強化	36協定において月80時間超の時間外労働を設定した事業者などに対して指導強化 関係省庁が連携して下請けなどの取引条件にも踏み込んで長時間労働を是正する仕組みを構築、運用										週労働時間49時間以上の労働者の割合：2014年21.3%⇒欧州諸国に遜色のない水準を目指す	
高齢者就業促進 （「介護離職ゼロの実現」 ⑧に詳細別掲）		65歳以降の継続雇用・65歳までの定年延長を行う企業の支援、実現マニュアルの策定・働きかけ										65歳以上の就業率：21.7% ⇒希望する高齢者が就業可能とする	
						高齢者就業のインセンティブ効果と実態を検証し、継続雇用延長・定年引上げに係る制度の在り方を再検討	検討を踏まえた施策の実施						

⑨ 女性活躍の推進（その1）

【国民生活における課題】

結婚・出産期に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブとなっている。

- ・ 非労働力人口の女性のうち、就労を希望する者：301万人
- ・ そのうち25～44歳の年齢階級：152万人（50.5%）

指導的立場にいる女性の割合が低い。

- ・ 民間企業における課長相当職に占める女性の割合：9.8%
- ・ 本省課室長相当職に占める女性の割合：3.5%
- ・ 都道府県（市町村）の本庁課長相当職に占める女性の割合：8.5%（14.5%）

いわゆるセクハラ・マタハラ防止に向けた取組は、不十分。

- ・ セクハラ防止に取り組んでいる企業：59.2%

【今後の対応の方向性】

子育て等で一度退職した正社員等の復職やキャリアアップへの道が一層開かれるようにするため、企業への働きかけ、大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を推進する。また、リーダー層に登用される人材の育成に向けた取組を推進する。あわせて、企業における女性活躍のための行動計画の策定・情報公表や多様な正社員などの女性が働きやすい働き方の環境整備を推進するとともに、いわゆるセクハラ・マタハラの防止に向けた取組を推進する。

【具体的な施策】

- ・ 子育て等で一度退職した正社員が復職する道が一層開かれるよう、企業への働きかけや先進的事例の普及啓発を図るとともに、復職支援の取組内容を女性活躍推進法の情報公表項目に盛り込むことを検討する。また、復職やキャリアアップを目指す女性等に対する大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を推進するとともに、マザーズハローワーク事業について、拠点数の拡充及びニーズを踏まえた機能強化を図る。
- ・ 女性リーダー育成モデルプログラムの全国への普及を行うとともに、女性が継続就業でき、リーダー層に登用される人材として成長できるよう、役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組を推進する。
- ・ 女性の新しいキャリア・ステージの形である女性起業家に対する支援を強化する。
- ・ いわゆるセクハラ・マタハラが起こらないよう、改正男女雇用機会均等法等の着実な施行及び都道府県労働局の体制整備等により、人事の担当者だけでなく、一般の労働者や現場の管理職に対する周知・啓発を実施する。
- ・ ワンストップ支援センターの設置促進などの性犯罪対策を充実する。

施策	年度												指標
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	
	【男女共同参画基本計画等を踏まえた取組の推進】												
再就職促進、学び直し機会の提供に向けた環境整備	子育て等で一度退職した正社員が復職する道が一層開かれるよう、企業へ働きかけ、先進的事例を普及啓発												女性新法行動計画策定率： 大企業（301人以上）100%（早期に） 中小企業（101人以上）100%（2026年）
	子育て等で一度退職した女性等に対する実践的な教育職業訓練・学び直し機会の拡大、大学とマザーズハローワーク等の連携などによる再就職支援												
女性リーダーの人材育成、女性起業家支援	女性リーダー育成モデルプログラムの全国への普及、役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組を推進 女性起業家に対する支援の強化												女性管理職比率： 民間15% 政府7% 都道府県15% 市町村20%（2020年）
ハラスメント、暴力対策の推進	男女雇用機会均等法等の改正 都道府県労働局の体制整備	改正男女雇用機会均等法等に基づくマタハラ防止策の着実な施行、職場上司や同僚従業員への普及啓発										短時間（勤務時間限定）正社員制度を導入している事業所割合：29%（2020年度）	
	法施行後の取組状況を踏まえた取組の強化等												セクハラ防止に取り組んでいる企業：59.2%⇒100%
	ワンストップ支援センターの設置促進などの性犯罪対策の充実												

⑨ 女性活躍の推進（その2）

【国民生活における課題】

結婚・出産期に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブとなっている。

- ・ 非労働力人口の女性のうち、就労を希望する者：301万人
- ・ そのうち25～44歳の年齢階級：152万人（50.5%）

指導的立場にいる女性の割合が低い。

- ・ 民間企業における課長相当職に占める女性の割合：9.8%
- ・ 本省課室長相当職に占める女性の割合：3.5%
- ・ 都道府県（市町村）の本庁課長相当職に占める女性の割合：8.5%（14.5%）

いわゆるセクハラ・マタハラ防止に向けた取組は、不十分。

- ・ セクハラ防止に取り組んでいる企業 59.2%

【具体的な施策】

- ・ 女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に向けた行動計画の策定、その活躍状況の情報公表等を推進し、大企業の実施率を100%とする。その際、全ての公表情報をデータベースとして集約することを促進し、企業間の比較を容易にできるようにする。
あわせて、中小企業による自主的な行動計画の策定や、認定取得への支援策等に取り組む。また、地域の実情に応じた地方公共団体の女性活躍推進方策の支援を進める。
施行後3年後の見直し時に、企業等の取組実態を踏まえ、情報公表項目の一部必須項目化や行動計画策定義務の範囲拡大など取組強化の在り方について、女性の活躍をより一層推進する観点から、男女雇用機会均等法の改正も含めて検討を行う。
- ・ 総合評価落札方式等による国の調達において、契約の内容に応じて、2016年度より女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスを加点項目に設定するとともに、各府省が所管する独立行政法人等、地方公共団体や民間企業等の調達における同様の取組を促進する。
- ・ 仕事と家庭生活との両立を図るため、希望に応じた多様な働き方を選択できるよう、長時間労働是正や同一労働同一賃金の実現といった働き方改革を進めると同時に、勤務時間限定正社員や勤務地限定正社員、テレワーク、フレックスタイム制など、企業への制度導入に向けた支援を行う体制を整備する。
- ・ 仕事と育児が両立できる環境を整備するため、育児休業取得率の低い非正規雇用労働者の育児休業の取得促進、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い等の防止に取り組む。
- ・ 男性の家事・育児・介護等への主体的参画を促進するため、男性の育児休業等を促進する企業へのインセンティブの提供、国民的気運の醸成、更なる促進策についての総合的な検討を行う。
- ・ 住民基本台帳法施行令等の改正を行い、マイナンバーカードに旧姓の併記を可能とする。また、旅券・金融機関口座等の旧姓使用の現状と課題について調査を行い、必要な取組を進める。

施策	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標	
女性活躍推進法等に基づく企業の自主的な取組の推進、多様な働き方の整備		【男女共同参画基本計画等を踏まえた取組の推進】													
		大企業による行動計画の策定、情報公表の義務の着実な施行、認定取得支援			法制度の見直しの検討（男女雇用機会均等法の検討も含む） 企業の取組実態を踏まえた法制度の見直しに基づく取組の強化										女性新法行動計画策定率： 大企業（301人以上）100%（早期に） 中小企業（101人以上）100%（2026年）
		中小企業による行動計画の策定・認定取得支援													
		地域の実情に応じた地方公共団体の女性活躍推進方策の支援													女性管理職比率： 民間15% 政府7% 都道府県15% 市町村20%（2020年）
		総合評価落札方式等による国の調達における契約の内容に応じた女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの加点項目設定及び独立行政法人等における同様の取組の促進													短時間（勤務時間限定）正社員制度を導入している事業所割合：29%（2020年度）
		育児・介護休業法改正	改正育児・介護休業法の施行、非正規雇用労働者の育休取得促進等の取組												
	強化策の検討	多様な正社員など多様な働き方の普及及びそのための相談体制の整備等 男性の育児休業等を促進する企業へのインセンティブの提供、更なる促進策についての総合的な検討													

希望出生率
1.8の実現

希望どおりの人数の出産・子育て（仕事と育児が両立できる環境整備）

⑩ 地域の実情に即した支援

【国民生活における課題】

地域によって出生率に差がある。

- ・合計特殊出生率：
東京都1.15⇔沖縄県1.86
(2014年)
大阪府豊能町0.82⇔鹿児島県
伊仙町2.81 (2008～2012年)

安心して結婚・妊娠・出産・子育てできないと感じる人々がいる。

- ・安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会が実現していると考える人の割合：
19.4% (2013年度)

また、労働者に加え、自らが働く一人親方や中小零細事業主についても福祉の向上を図ることが必要。

【今後の対応の方向性】

地域の特性に応じた少子化対策・働き方改革を進める。

【具体的な施策】

- ・地方公共団体、労使団体等の地域の関係者からなる地方版政労使会議に知事等の団体のトップが参画し、対応策を推進するよう促すとともに、地域の金融機関の参画を通じて生産性向上等に向けた議論を深化させ、地域経済の一層の好循環を図る。さらに、これら各地域の地方版政労使会議を地域働き方改革会議と位置付けて、同会議において地域の特性や課題を分析し、対応策を推進するため、地域働き方改革支援チームを通じて、関係府省一体で支援する。
- ・モデル事業等を通じて、働き方に関する包括的支援をワンストップで行う拠点の整備や、個別企業の求めに応じた経営者や従業員に対する相談支援、若年無業者やシングルペアレントの地方定着支援、地域ぐるみの休暇・育児休業の取得促進等の取組といった、働き方改革に関する先進的取組の普及を進める。
- ・東京圏在住の地方出身学生と地元学生が、地方企業でインターンシップを行うことにより、地方への人材環流、地元定着の促進を図る。
- ・地方の仕事や暮らしの魅力を積極的に発信するとともに、新卒応援ハローワーク等による新卒者の地方への就職支援を強化。あわせて、都市部の非正規雇用労働者等の地方への正社員での就職支援を強化。さらに、ユースエール認定制度やポータルサイトを活用し、地方の中小企業と若者のマッチングを促進。
- ・地域と学校との連携・協働の下、高齢者等をはじめとする地域住民の参画により、社会全体として子供たちの学びや成長を支える活動を、全国的に推進する。その際、地域のコーディネーターが、土曜日や放課後の教育活動、読書活動、文化芸術・自然体験活動、家庭教育支援等の個別活動の充実や、各機関とのネットワーク化を図る仕組みについて、2017年度までに全小・中学校区への整備に着手し、見直しを行いながら充実させる。
- ・地域において、関係労使、地方公共団体等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇の取得等を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の気運を醸成。
- ・自らが働く一人親方や中小零細事業主が安心して就業できる環境の整備を進める。

41

年度 施策	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度以降	指標	
地域働き方改革会議の取組支援	全都道府県に会議体を設置 支援チームの設置	地域の特性や課題を分析 地方版総合戦略に反映	地域ぐるみで働き方改革を推進し、順次見直し 関係府省一体で支援										2020年 ・安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会が実現していると考えられる人の割合40%以上 (2013年度：19.4%)	
働き方改革に関する先進的取組の普及・都市部から地方への人材環流	モデル事業の検討	都道府県・市町村を対象としたモデル事業等の実施 事業検証 都道府県・市町村を対象としたインターンシップを活用した地域定着の促進策の実施	地域働き方改革会議の検討等を踏まえ、順次見直し 地域働き方改革会議の検討等を踏まえ、順次見直し										・週労働時間60時間以上の雇用者の割合5% (2015年：8.2%) ・年次有給休暇取得率70% (2014年：47.6%) ・男性の育児休業取得率13% (2014年：2.3%)	
地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動の推進	実施方針の策定	社会教育法等の関係法令の改正案の提出 ガイドラインや事例集の検討・策定 体制面・財政面への支援の充実 (コーディネーター配置・促進・活動内容の充実等)	制度等説明会の実施、設置	施行後の状況のフォローアップ ガイドラインや事例集の普及・定着 ※ガイドライン：地方自治体等の関係者向けの地域学校協働本部の整備の参考手引き 進捗状況等を踏まえ、更なる体制面・財政面への支援や普及促進の充実の検討・実施										2022年 ・全小中学校区をカバーして地域学校協働本部を設置

【国民生活における課題】

家庭の経済事情にかかわらず、希望どおりの人数を出産・子育てしたい。

- ・理想の子供数を持たない最大の理由は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（60.4%）（2010年）
※若い世代ほど割合が高くなる傾向
※第3子を生まない理由としての回答割合は71.1%
- ・子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるもの（2012年）
 - ①学校教育費（大学・短大・専門学校など）55.6%
 - ②学習塾など学校以外の教育費 47.0%
 - ③保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用 39.1%
- ・高校生の4年制大学への進学率（2012年）
世帯収入 1,050万円以上 62.9%
400万円以下 27.8%

【今後の対応の方向性】

安心して子供を産み育てられるための教育環境は重要。教育機会の不平等による貧困の固定化を回避し、家庭の経済事情等にかかわらずすべての子供たちが夢に向かって希望する教育を受けられる教育環境の整備に取り組む。

【具体的な施策】

- ・すべての子供に質の高い幼児教育を受ける機会を保障するため、安定財源を確保しつつ、幼児教育の段階的無償化を進める。
- ・家庭の経済状況に左右されることなく、国公私立を通じて、子供たちの意欲や能力に応じた学校選択が可能となるよう、義務教育段階の就学支援に取り組む。また、すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金を給付し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図る。
- ・家庭の経済事情に関係なく、希望すれば誰もが大学や専修学校等に進学できるよう、大学等の授業料減免の充実を図るとともに、以下のように奨学金制度の拡充を図る。
 - ①無利子奨学金については、残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供に係る成績基準を大幅に緩和することにより、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。
 - ②有利子奨学金については、固定金利方式・金利見直し方式ともに現在の低金利の恩恵がしっかりと行き渡るようにする。特に、金利見直し方式を選択した場合、現在の金利水準に照らせばほぼ無利子となるような仕組みを検討する。
 - ③給付型奨学金については、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。
 - ④奨学金の返還については、卒業後の年収が300万円以下の場合には10年間の返還猶予が適用され、さらに、申込時の家計支持者の世帯年収が300万円以下で卒業後の本人の年収が300万円以下の場合には無期限返還猶予が適用される。こうした制度の周知徹底を図るとともに、社会に出た後の所得に応じて返還額を変化させる新たな所得連動返還型奨学金制度を2017年度の進学者から速やかに導入することで、大幅な負担軽減を図る。

施策	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
教育費負担軽減	幼児教育無償化		低所得の多子世帯、ひとり親世帯等の保育料負担軽減	財源の確保と合わせた無償化の拡大										2020年 ・理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と挙げる人の割合（60.4%）の低下
	無利子奨学金拡充		無利子奨学金の貸与人員の拡充	状況に応じて更なる負担の軽減策を検討、措置										
	所得連動返還型奨学金	基本制度設計	予約採用	所得連動返還型奨学金制度適用開始										
		システム開発等									4年制大学卒業生の返還開始			
									制度の運用・返還状況等を検証し、改善・拡大を検討、措置					

【国民生活における課題】

不登校や中退等・進学断念による格差発生を防止したい。

- ・高校中退者の職業（2012年）
高校中退者の41.6%がフリーター層。正社員層は7.7%
- ・不登校であった者はその後の就学・就業でも困難を抱える傾向
中3で不登校であった者の高校進学率は85.1%（一般98.5%）、高校中退率14.0%（一般1.5%）、大学進学率22.8%（一般54.6%）、非就学・非就業率18.1%（一般7.3%）
- ・家庭状況別大学等進学率
全体 73.2%
ひとり親家庭 41.6%
生活保護世帯 31.7%
児童養護施設 23.3%
- ・学歴別生涯賃金（男性、引退まで、退職金を含む）（2013年）
大学・大学院卒 3億1270万円
中学校卒 2億2300万円

【具体的な施策】

- ・貧困による教育格差やいじめ・不登校、障害のある子供、日本語が通じない子供など、特別な配慮を必要とする児童生徒にきめ細かく対応した指導を行うため、担当教員の配置充実等の学校指導体制の確保に取り組む。
- ・不登校や中退を未然に防止するとともに、学校復帰を図るために、学校等における教育相談機能を強化する。具体的には、2019年度までに、原則として、スクールカウンセラー（SC）を全公立小中学校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカー（SSW）を全中学校区に配置する。また、現在約6割の自治体が設置する教育支援センターの全国展開及び教育相談機能の強化に取り組む。
- ・義務教育を十分に受けられていない者に対して教育の機会を確保するため、フリースクール等の学校外で学ぶ子供たちへの支援の推進、夜間中学の設置促進等を実施する。
- ・安心して子育てができ、高齢者や障害者等も集える地域コミュニティの拠点ともなる学校施設の整備を推進する。特に、学校施設の耐震化・老朽化対策等、安全・快適な教育環境の整備を進める。

施策	年度													指標
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降		
不登校・中退等対策	教育相談機能の強化					スクールカウンセラー（SC）：小中24,000校（2015年度）→27,500校（2019年度） スクールソーシャルワーカー（SSW）：2,247人（2015年度）→10,000人（2019年度）							配置時間の充実等、学校における専門職としてふさわしい配置条件の実現（SC、SSW）	2020年・不登校の小中学生のうち、学校内外で相談等を受けた者の割合を希望するすべての者が相談を受けたと考えられる水準（2014年度調査に基づく試算では約80.0%）まで高める（2014年度：71.8%）
	フリースクール等					教育支援センターの設置促進のためのコーディネーター配置に関するモデル事業							教育支援センターの全国展開及び教育支援センターにおけるSCの配置促進	
	フリースクール等					フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援に関するモデル事業							フリースクール等の学校外で学ぶ子供たちへの支援方策の検討、推進	

⑫ 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化（その1）

【国民生活における課題】

家庭の様々な事情により、子育てが困難な家庭がある。子供たちの希望が叶えられない状況がある。

- ・最近25年間（1988～2011年）で母子世帯は1.5倍（84.9万世帯⇒123.8万世帯）、父子世帯は1.3倍（17.3万世帯⇒22.3万世帯）に増加
- ・母子世帯の80.6%が就業、ただし47.4%はパート・アルバイト等（2013年）
- ・母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、収入合計では223万円（2013年）
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数は15年間で7.6倍（1999年11,631件⇒2014年88,931件）に増加

【今後の対応の方向性】

世代を超えた貧困の連鎖をなくすための取組を進め、格差が固定化されず、社会的流動性のある環境を整備する。

【具体的な施策】

- ・ひとり親等の生活を支援するため、平成28年度予算において児童扶養手当の機能の充実、保育所等利用の負担軽減を措置。引き続き必要な対応を検討する。また、放課後児童クラブ等が終わった後の子供の生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行う地方自治体による子供の居場所づくりの取組を支援する。
- ・生活困窮世帯等の子供に対し、学習支援や親の養育支援等を含めた包括的な支援を提供するため、高校中退防止や家庭訪問の取組強化を含め、学習支援事業を充実・強化する（2019年度までに3万人（実人数）に提供）。
- ・経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな子供を支援する観点から、大学生や元教員等の地域住民の協力及びICTの活用等によって、原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充する（2019年度までに5,000中学校区（全体の約半分）。さらに高校生への支援を全国展開）。
- ・児童養護施設や里親の下で育った子供の進学支援のため、毎月家賃相当額に加え生活費を貸付、就業継続等の条件により返還を免除する制度を創設。今後も必要な対応を検討していく。
- ・生活保護世帯の子供の将来の自立に向けた努力を支援するため、施設入所中の児童手当積立金や奨学金等の収入認定の取扱いを見直し、保護受給中からの大学進学費用等の準備を支援する。また、2017年度の生活保護制度及び生活扶助基準に係る検討の中でも更なる自立支援の在り方を検討する。

施策	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
子供の居場所づくり		年間延べ50万人分の生活・学習支援 ※可能な限り早期に実現 (現行「母子家庭等対策総合支援事業」で実施)						制度の検証を踏まえた見直しを行い措置（人数、対象など）						2019年度 ひとり親の子供や児童養護施設の子供の大学等への進学率を全世帯平均に近づける (現状) 全世帯平均 73.2% (2015年) ひとり親家庭 41.6% (2011年) 児童養護施設 23.3% (2014年)
	子供の学習支援		生活困窮世帯等の子供の学習支援（生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援事業）※2019年度までに3万人(実人数)に提供						効果を検証し見直した上で措置（対象、手法など）					
生活保護制度における子供の自立支援			地域住民の協力によりICT等を用いた学習支援（地域未来塾） ※毎年計画的に増加⇒5,000中学校区へ拡充するとともに高校生への支援を全国展開						児童養護施設や里親で育った子供の進学支援を継続 ※毎月家賃相当額と生活費5万円の貸付。5年就業継続で返還免除					
			収入認定の取扱いを見直し	生活保護世帯の子供の自立支援の在り方について検討し措置					取組の効果を踏まえ改善方法を検討し措置					

子供の貧困対策に関する大綱の見直し

⑫ 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化（その2）

【国民生活における課題】

家庭の様々な事情により、子育てが困難な家庭がある。子供たちの希望が叶えられない状況がある。

- ・最近25年間（1988～2011年）で母子世帯は1.5倍（84.9万世帯⇒123.8万世帯）、父子世帯は1.3倍（17.3万世帯⇒22.3万世帯）に増加
- ・母子世帯の80.6%が就業、ただし47.4%はパート・アルバイト等（2013年）
- ・母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、収入合計では223万円（2013年）
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数は15年間で7.6倍（1999年11,631件⇒2014年88,931件）に増加

【具体的な施策】

- ・ひとり親の就業を通じた自立を支援するため、ひとり親が就職に有利な資格（看護師等）を取得できるよう貸付・給付金事業を充実させることにより、正社員就職者数を増やすとともに、マザーズハローワーク事業について、ひとり親に対する就職支援の強化を図るほか、ハローワークと地方自治体との連携を強化する。また、ひとり親を含む生活困窮者等の支援付き就労の推進方策を検討する。
- ・離婚後のひとり親の生活安定のために養育費の確保が重要であることから、養育費の取決めに関する合意書のひな型や養育費の支払がなされない場合に取り得る法的手段等を周知するとともに、養育費に関する弁護士相談の活用を行う。
- ・児童扶養手当の支払方法、より確実な養育費の確保の仕組みなどについて、関係省庁等での検討の場を速やかに設け、検討を開始する。
- ・必要な支援が必要な家庭に確実につながるよう地方自治体の相談窓口をワンストップ化し、体制の整備を行い相談件数の増加に対応するほか（2013年度75万件⇒2019年度150万件）、子供の未来応援基金の周知・活用を通じ、子供食堂や学習支援など民間の取組を支援するほか、行政機関、企業及びNPO等をつなぐ地域のネットワーク形成を一層促進することにより、官民の力を結集した子供の貧困対策を推し進める。また、公益信託制度の改革等により、貧困状況にある子供の教育費にも民間資金の支援がより届くようにする。
- ・児童虐待の問題に社会全体で対応し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう、児童相談所の専門性強化等による発生時の迅速・的確な対応に加え、予防から児童の自立支援（家庭養護の推進等）に至るまでの総合的な対策を進める。これらの対策を踏まえて、児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方や、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。
- ・生活保護受給者等の就労を支援するため、生活保護受給者等を雇用する事業主への効果的な支援を強化するとともに、就職後の定着を支援する。

施策	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
親の就労支援		ひとり親家庭の親への高等職業訓練促進給付金 ^(※1) 、高等職業訓練促進資金貸付事業 ^(※2) 等により正社員数を対前年増に <small>(※1)支給期間を2年→3年に延長。 (※2)入学準備金50万円等を貸付。5年継続して就業した場合は返済免除。</small>					子供の貧困対策に関する大綱の見直し	成果を踏まえて制度の充実を検討し措置（支援の対象など） <small>※貸付額・給付額、利用のしやすさ等について見直し</small>					2019年度 ひとり親の子供や児童養護施設の子供の大学等への進学率を全世帯平均に近づける (現状) 全世帯平均 73.2% (2015年) ひとり親家庭 41.6% (2011年) 児童養護施設 23.3% (2014年)	
	養育費確保策	養育費の相談支援強化、周知を通じた離婚届書のチェック欄（養育費の分担について「取決めをしている」との欄）にチェックするものの割合の向上 62%⇒70%						養育費の相談体制の改善（規模、専門家の職種の多様化など）						
社会全体の取組支援		相談窓口のワンストップ化		相談水準の向上（研修等） 母子・父子自立支援員の相談件数： 70万(2013年度)⇒150万件			地方自治体による実効性ある相談の在り方について検討し措置（相談事務の効率化など）					2019年度 里親委託率を22%に引き上げる (現状) 16.5% (2014年度末)		
		国民運動の展開、地域ネットワーク形成 (各自治体における実態把握、計画策定、体制整備、事業実施)					具体的な成果を踏まえ改善方法を検討し措置（規模、手法など）							
児童虐待防止対策	発生予防	子育て世代包括支援センターの全国展開 138市町村(2015年度)⇒全国展開(20年度)												
	発生時対応	子育て世代包括支援センターを重点的に設置すべき地域に設置拡大、乳児家庭全戸訪問事業等の見直し（職員の質の向上など）												
	自立支援	児童相談所の体制強化等（専門職の配置・増員、一時保護所の環境改善等）					児童相談所の中核市・特別区への設置拡大					実施状況を踏まえた取組の実施		
		児童相談所の中核市・特別区への設置拡大					親子関係の再構築支援、里親委託支援、養子縁組推進等					支援の在り方の見直し（周知の在り方、手法の多様化など）		